

特定空家等への対応について

1. 未利用建築物の除却・跡地活用等促進事業補助金
2. 廃旅館への対応

1

1. 未利用建築物の除却・跡地活用等促進事業補助金（R 1～）

一定規模以上の未利用建築物を除却し、跡地の有効活用に取り組む市町村を支援

【対象事業】

年 数	3年以上未利用状態であること
地 域	空家等対策計画等に定める重点地域 (歴史・文化、ジオサイト、観光エリア等)
規 模	延べ床面積及び敷地面積が概ね500㎡以上
用 途	非住宅
要 件	跡地を地域活性化のために10年以上利用 または 協議会で必要性が認められたもの



2

2. 廃旅館への対応

○建築物概要

用途	旅館
構造	鉄筋コンクリート造及び木造
階数	3階（地上2階、地下1階）
延べ面積	937㎡（非木造734㎡、木造203㎡）

○所有者等

建築物	不確知（相続人全員が相続放棄）
土地	不確知（相続人全員が相続放棄） 一部、借地となっており、建築物所有者とは無関係の法人

- ・ S50年頃に新しく開業した旅館に営業が移り、当該建築物は廃旅館となる
- ・ H30年に台風により木造部分が破損し部材が周囲に飛散
- ・ R1に連合自治会長及び区長から対応の要望
- ・ R3に連合自治会長及び地元自治会から解体の要望